

5) 法動態部門

水野浩二（教授・法史学）

2021年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

教育国際化の一環として2016年度より全学で実施されている Hokkaido Summer Institute (HSI) に、今年度も引き続き「日本法入門 Introduction to Japanese Law」(1単位、全8コマ)を7月5日～9日に開講した。本研究科の小名木明宏(刑法)・佐々木雅寿(憲法)・中川寛子(国際経済法)・根本尚徳・山本周平(民法)の五教員の協力を得て、英語による日本法概論の提供を目指すプログラムである。

昨年度は7名の海外からの参加申請があったにもかかわらず、新型コロナウイルスの世界規模での蔓延を受け、開催中止の止むなきに至った。今年度はリモート同時配信での実施に踏み切り、海外から8名(中国4、ロシア・台湾・フィリピン・タイ各1)、北大生2名の実参加を得た。時差が大きい場合を配慮しオンデマンドでの受講も可能としたが、ロシアの学生が6時間の時差にもかかわらず毎回出席しており、ほとんどの学生はリモート参加に大きな問題はなかったようである。参加学生によるアンケート結果も良好であった。とはいえ、登録者より実際の参加者が少なかったことには「札幌で学ぶ」ことができないことも影響したと思われ、オンライン授業の可能性と限界が示されたといえよう。

今回で5回目(昨年度の中止を除いて)の開講となった「日本法入門」は、恒常的に一定以上の数の海外からの参加者を迎えており、「日本法への英語による導入」という開講目的を十分達成していると考えられる。多忙のなか出講いただいた教員諸兄姉には心よりお礼を申し上げたい。

自身の研究活動としては、12世紀以降の中近世学識法が生み出した「簡易な説明や定型的なテクニックの紹介に重点を置く文献」たる手引書についての考察を今年度も継続した。理論的枠組について昨年度執筆・提出した依頼原稿が公刊されたが、コロナ禍により予定していた海外での史料調査・収集が依然として不可能だったのは大変遺憾である。他方、手引書を含め「実務」と「判例・学説」「立法」の相関関係を明治民訴法期(1891～1926)について研究してきた成果を一書にまとめ、『葛藤する法廷 ハイカラ民事訴訟と近代日本』(有斐閣)として公刊に至った。刊行にあたり、法学研究科学術振興基金の出版助成を受けたことを特に記して感謝したい。

その他(教育活動ほか)

通常教育活動として、「法史学Ⅱ」(1学期)、「演習Ⅰ」(1学期)、「演習Ⅱ」(2学期)、「ローマ法」(2学期)、「ラテン語」(2学期)を開講した。1学期の授業はすべてオンライン(オンデマンド・同時配信)であったが、2学期の授業については「演習Ⅱ」「ラテン語」は当初対面で開始したが、北海道におけるコロナウイルス感染状況を受け途中でオンライン(同時配信)に移行せざるを得なかった。「ローマ法」はハイフレックスにて実施した。

図書

| 書名 | 出版社 | 発行年 | 単／共 |
|--|------|------|-----|
| 葛藤する法廷 ハイカラ民事訴訟と近代日本 | 有斐閣 | 2022 | 単著 |
| 法の手引書/マニュアルの法文化 (法文化叢書 19) (分担執筆範囲: 第6章 民事訴訟手引書の系譜— 中世後期ヨーロッパから近代日本 へ) | 国際書院 | 2022 | 共著 |